

変更契約締結結果表

工 事 名 胎内市立中条小学校校舎建設工事(電気設備工事)

工 事 場 所 胎内市 大川町 地内

種 別 電気工事

工事の概要
(変更後) 電気設備工事 1式

契約の相手方 新潟県胎内市東本町10番51号
長谷川・胎内・須貝特定共同企業体

工 期 等

(1) 工事期間
(変更後) 変更なし

(2) 着手期限 変更なし

(3) 完成期限
(変更後) 変更なし

契 約 金 額 226,966,300 円
(変更後)

変更の理由

1. 建設工事請負基準約款第26条6項に基づき令和6年9月1日付けで受注者から請負代金の変更請求があったため変動前と変動後残工事請負金額を算定し、同条7項の規定に基づき協議を行った。

同約款第30条に準拠し、受注者負担割合を控除した額を増額した。

2. 建設工事請負基準約款第26条6項の算定に先立ち、変動前請負金額の算定にあたり下記内容について変更を行った。

・配管経路の変更

当初、地下ピット管路引込のため地中梁に防水铸铁管取付(スリーブ)での施工を予定していたが他工事との取合いの関係で取付に必要な離隔距離が確保出来ないことから埋設配管とし、これに伴う土工事および配管に係る費用を増額した。

・接地工事施工方法の変更

施工位置が改良土のため連結施工が困難なことから、接地極試験施工の接地抵抗値を踏まえ単独施工に変更し、これに係る費用を増額した。

・ハンドホールの仕様変更接続配管本数、ケーブルサイズ、施工性を考慮しハンドホールのサイズを見直し、これに係る費要を増額した。

以上の理由により、請負金額を増額した。

1と2の理由により、請負金額を増額変更とした。